

**加古川市通知カードの返納等及び個人番号カードの交付等並びに
電子証明書の発行等に関する事務取扱要領**

平成 29 年 3 月 17 日

市民課長決定

(趣旨)

第 1 条 この要領は、通知カードの返納等及び個人番号カードの交付等並びに電子証明書の発行等に係る事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(通知カードに係る書面の様式)

第 2 条 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 16 号。以下「デジタル手続法」という。）附則第 6 条第 1 項の規定による通知カードの紛失の届出は、通知カード紛失届（様式第 1 号）により行うものとする。

2 デジタル手続法附則第 6 条第 1 項の規定による通知カードの返納は、通知カード返納届（様式第 2 号）により行うものとする。

(個人番号カード及び電子証明書に係る書面の様式)

第 3 条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 17 条第 6 項の規定によるカード記録事項の変更の届出、個人番号カード又は電子証明書に係る暗証番号の変更又は再設定の申請、電子署名法第 3 条第 1 項又は第 22 条第 1 項の規定による電子証明書の発行の申請及び電子署名法第 9 条第 1 項又は第 28 条第 1 項の規定による電子証明書の失効の申請は、個人番号カード券面記載事項変更届 電子証明書新規発行・更新・失効申請書 暗証番号再設定・変更申請書（電子証明書・個人番号カード）（様式第 3 号）により行うものとする。

2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成 26 年総務省令第 85 号。以下「省令」という。）第 27 条第 2 項の規定による外国人住民に係る個人番号カードの有効期間の変更の申請は、個人番号カード在留期間更新に伴う有効期間変更申請書（様式第 4 号）により行うものとする。

3 番号法第 17 条第 8 項の規定による個人番号カードの紛失の届出は、個人番号カード紛失・廃止届（様式第 5 号）により行うものとする。

4 番号法第 17 条第 10 項の規定による個人番号カードの返納は、個人番号カード返納（廃止）届（様式第 6 号）により行うものとする。

5 省令第 28 条第 1 項の規定による個人番号カードの再交付の申請及び省令第 29 条第 1 項の規定による個人番号カードの有効期間内の交付の申請並びに電子署名等に係る地方

公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号。以下「電子署名法」という。）第 3 条第 1 項又は第 22 条第 1 項の規定による電子証明書の発行の申請は、個人番号カード再交付申請書兼電子証明書発行／更新申請書（様式第 7 号）により行うものとする。

- 6 省令第 30 条の規定による紛失した個人番号カードを発見した場合の届出は、個人番号カード一時停止解除届（様式第 8 号）により行うものとする。
- 7 前各項に定めるもののほか、個人番号カード及び電子証明書に係る書面の様式については、個人番号カードの交付等に関する事務処理要領（平成 16 年 1 月 5 日付け総務省自治行政局長通知）に定めるところによる。

（個人番号の指定の請求に係る書面の様式）

第 4 条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成 26 年政令第 155 号）第 3 条第 1 項の規定による個人番号の指定の請求は、個人番号指定請求書（様式第 9 号）により行うものとする。

附 則

この要領は、平成 29 年 3 月 17 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 11 月 19 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 11 月 5 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 12 月 7 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 2 月 15 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 10 月 16 日から施行する。